

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和4年度 千葉港湾業務艇運航 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R4.4.1	栗原建工(株) 千葉県千葉市中央区末広1-17-1	5040001001947	一般競争入札	運航1日あたり 86,267	運航1日あたり 85,800	99.5%	単価契約 予定調達総額 26,453,240円
令和4年度 千葉港湾事務所清掃兼油回収船免税軽油購入 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R4.4.1	横浜菱油(株) 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-32-1	5020001019108	一般競争入札	軽油1Lあたり 130	軽油1Lあたり 104	80.1%	単価契約 予定調達総額 10,400,000円
令和4年度 千葉港湾事務所車両管理業務 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R4.4.1	三陽自動車(株) 東京都江東区深川2-6-11	2010601040490	一般競争入札	基本月額 720,134	基本月額 368,500	51.2%	単価契約 予定調達総額 4,422,000円
令和4年度 千葉港湾事務所清掃兼油回収船収集廃棄物運搬処理 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R4.4.1	(株)ケイ環境企画 神奈川県横浜市南区六ツ川2-109-6	6020001051134	一般競争入札	2,662,576	1,551,330	58.3%	単価契約
令和4年度 東京湾水質分析 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R4.4.1	三洋テクノマリン(株)東京支社 東京都中央区日本橋堀留町1-3-17	2010001044539	一般競争入札	5,654,000	3,520,000	62.3%	
令和4年5月分該当なし									
令和4年6月分該当なし									
令和4年7月分該当なし									
令和4年度 千葉港湾業務艇用船 一式	分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長 千葉港湾事務所 千葉市中央区中央港1-11-2	R4.8.22	栗原建工(株) 千葉県千葉市中央区末広1-17-1	5040001001947	一般競争入札	運航1日あたり 124,852	運航1日あたり 119,900	96.0%	単価契約 予定調達総額 4,589,816円

令和4年度

千葉港湾

随意契約理由書

(件 名) 千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務

本業務は下記の理由により、令和4年度千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務沿岸技術研究センター・エコー・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約致したい。

記

本業務は、千葉港海岸船橋地区海岸保全施設における護岸、胸壁及び陸間の整備検討を行い、技術検討会の開催を行うものである。

令和4年度千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務沿岸技術研究センター・エコー・日本港湾コンサルタント設計共同体は、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザルにより提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。

よって、会計法第29条の3第4項の規定により、令和4年度千葉港海岸船橋地区海岸保全施設整備検討業務沿岸技術研究センター・エコー・日本港湾コンサルタント設計共同体と随意契約致したい。

令和 4 年度

千葉港湾

随意契約理由書

(件名) 土地使用料 (富津市新富)

本件は、下記の理由により、日本製鉄株式会社と随意契約致したい。

記

本業務は、東京湾富津沖において実施する東京湾浅場造成工事において使用する土砂の混合及び仮置きのために必要なヤードの借上を行うものである。

東京湾浅場造成工事は、東海旅客鉄道株式会社が実施する陸上工事から発生する建設発生土を有効活用し、富津沖に存在する窪地を埋戻すものであるが、埋戻し前に受入れた建設発生土を粒度調整し、その品質を確認する必要があることから、土砂の混合場所及び仮置き場所が必要となる。

用地の選定にあたっては、土砂の混合及び仮置きのために十分な広さを有していることのほか、海上運搬のため、作業船が接岸可能な岸壁を有している又は近接していることが望ましい。また、周辺生活環境への影響を鑑み、住宅等が隣接していないことに加え、土砂運搬等に供する工事車両が市街地の交通を阻害しない立地条件が求められる。これらの条件を満たす用地につき、港湾管理者である千葉県と調整を行ったが、公共岸壁では確保できないとの結果になった。

上記の結果を受け、千葉県周辺で利用できる土地を調査したところ、これらの条件を満たす土地は日本製鉄株式会社が所有する当該土地のみであったため、会計法第 29 条の 3 第 4 項により、日本製鉄株式会社と随意契約したい。